

# 改正行政不服審査法の実務課題を 現役自治体職員が対応方法について解説!

# 改正 行政不服 審査法

自治体の検討課題と  
対応のポイント

施行令対応版

## 改正 行政不服 審査法

自治体の検討課題と  
対応のポイント

施行令対応版

中村健人<sup>(著)</sup> 折橋洋介<sup>(監修)</sup>



◆——全部改正された新行政不服審査法が2016年4月1日に全面施行される。新行政不服審査法の眼目は、審査手続における公正性の向上であり、審理員制度と審査会への諮問制度がその中核をなす。  
本書は、審理員の指名に際しての留意点、審理員となるための研修のあり方、審査会の組織のあり方、審理員および審査会制度の適用上の課題等、新行政不服審査法の実務上の留意点を具体的に解説しており、自治体職員に一読をお勧めしたい。

第一法規

東京大学大学院法学政治学研究科教授 宇賀克也

【著】中村健人 (小松島市政務法務室長)

【監修】折橋洋介 (広島大学大学院社会科学研究科法政システム専攻准教授)

A5判・単行本・204頁

定価：本体2,500円＋税

## 特色

- 平成28年4月から施行される改正行政不服審査法に対して、自治体が準備すべき組織体制、人材、審査事務手続の運用方法、条例改正の対応を具体的に提示!
- 施行令及び総務省令を踏まえ自治体の検討課題ととるべき対応について、法曹資格を有する現職の自治体職員が詳解!
- 中小規模の自治体でも無理なく、怠りなく準備し運用するための必読書!  
巻頭に“その時何をすればいいか”がわかる「チェックリスト」を掲載!

## 組見本

事件が多数あって既に先例となる答申の積み重ねがあり、審査会が調査審議しても明らかに同じ結論となるような処分の場合である<sup>97)</sup>。

最後に、審査会の調査審議の範囲について触れておく。

実務上問題となりうるのは、審理員意見が請求一部認容、一部棄却とすべきというものであった場合、審査会の調査審議が一部認容部分を含めた請求全体に及ぶか、それとも一部棄却部分に限られるかである。

この点については、法の第一義的目的が国民の権利利益の救済を図ることであり、そのために審査請求人の不利益に原処分を変更することを禁止していることに照らし、一部棄却の意見部分に限定されるべきとする見解もある<sup>98)</sup>。

国民の権利利益の救済という目的に照らすと、審査会は、審査請求人に有利な事実認定や当・不当の判断についてはそれをそのまま尊重し、同人に不利な事実認定や当・不当の判断のみを調査審議の対象とするのが相当と思われる。ただ、改正法の目的に行政の適正な運営を確保することも含まれていることに鑑みると、不服申立てに係る処分等に関する法令の解釈・適用については、一部認容に係る意見部分も調査審議の範囲に含め、審査会が審理員による法令の解釈・適用に誤りがあると認めるときは、全部棄却が相当との答申をすることも妨げられないというべきではないかと思われる(図表6)<sup>99)</sup>。

図表6 審査会の調査審議の範囲

	審理員意見	
	請求一部認容	請求一部棄却
事実認定	×	○
当・不当判断	×	○
法令解釈・適用	○	○

<sup>97)</sup> 宇賀・前掲注52、186頁参照。

<sup>98)</sup> 中村・前掲注73、28頁参照。

### (4) 事務局・補助職員<sup>100)</sup>

自治体にとって、審理員の確保や審査会の構成と並んで重要な課題として、審査庁・審査会の各事務局と、審理員の補助職員(以下「事務局等」という)の体制構築が挙げられる。

特に、中小規模の自治体において検討しなければならないのが、事務局等を同一部門がどこまで兼務できるかという問題である。

本来、事務局等体制の決定は、当該自治体の長の裁量によると考えられる。それにあたって、審理員にあるような除斥事由が明文で定められているわけではない。

しかし、国民の権利利益の救済を図るとともに、行政の適正な運営を確保するという改正法の目的(改正法1条1項)に照らせば、事務局等体制の決定といえども、長に無制限の裁量が認められるべきではなく、改正法の趣旨に反する事務局等体制に基づいて行われた審査手続は、具体的な事情によっては裁決の取消事由にあたるレベルの手続的瑕疵を生じさせると解すべきであろう。

そして、どのような事務局等体制が改正法の趣旨に反するかという問題は、事務局等互問に求められる独立性の観点から検討するのが妥当と思われる。すなわち、事務局等体制については、審査庁・審査会・審理員について、それぞれA課、B課、C課という別々の部門が担当するのであれば何ら問題はないところ、それは各課の指揮命令系統がそれぞれ独立しており、特に事務局等が審理員意見書、審査会の答申書及び審査庁の裁決書の各原案を起草する業務を担う場合、事実上はともかく、理論上は相互に干渉することがないためである。これに対し、例えば審査庁と審査会の事務局をA課が兼務して担当する場合、審査庁の裁決書と審査会の答申書の各原案の起草に関する決裁権者であるA課長が、処分庁に有利な裁

決の達成を阻害しない程度の独立性が求められるといえよう。

図表を用いた制度解説

現場目線で課題を解説



第一法規

東京都港区南青山2-11-17 〒107-8560  
http://www.daiichihoki.co.jp

Tel. 0120-203-694  
Fax. 0120-302-640

# 目次 (抜粋)

## ■審査手続運用上の留意点(チェックリスト)

### I. 行政不服審査法関連三法の概要

- 1— 行政不服審査法
  - (1) 趣旨・目的
  - (2) 主要な改正事項の概説
    - ①不服申立ての種類
    - ②審査請求期間
    - ③審理機関
    - ④争点・証拠の事前整理手続
    - ⑤記録の閲覧・謄写
    - ⑥対審的制度
    - ⑦弁明書の提出
    - ⑧諮問機関
    - ⑨標準審理期間の設定
    - ⑩情報の提供
    - ⑪不服申立ての処理状況の公表
  - (3) 行政不服審査法施行令の概説
    - ①審理員の複数選任・指名取消し
    - ②審査請求書等の提出・送付
    - ③遠隔地居住者の口頭意見陳述
    - ④写し交付の求め・方法
    - ⑤写し交付手数料の定め・減免
    - ⑥事件記録の詳細
    - ⑦審査会の議事

### 2— 行政不服審査法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律

### 3— 行政手続法の一部を改正する法律

- (1) 趣旨・目的
- (2) 主要な改正事項の概説
  - ①行政指導の方式
  - ②行政指導の中止等の求め
  - ③処分等の求め

## II. 自治体の検討課題と対応

### 1— 組織上の課題

- (1) 審査庁
  - ①委員会・委員
  - ②地方公営企業
  - ③裁決権限の委任
- (2) 審理員
  - ①求められる能力・資質
  - ②指名
  - ③人材の育成
- (3) 行政不服審査会
  - ①設置・組織
  - ②調査審議その他の運営
- (4) 事務局・補助職員

### 2— 運用上の課題

- (1) 審理
  - ①手続の流れ
  - ②標準審理期間の設定
- (2) 条例制定・改廃
  - ①行政不服審査法関連
  - ②行政手続法関連

### 3— その他の課題

- (1) 庁内全体の取組(組織的対応の必要性)
  - ①事前準備
  - ②行政不服審査法関連三法施行後の実務
- (2) 職員の研修(法的素養向上の重要性)

## III. 資料編

- 1— 行政不服審査法・行政不服審査法施行令・行政不服審査法施行規則(条文)
- 2— 参考文献リスト

## 索引

# 関連商品

## 改正行政不服審査法 審査手続研修キット

—リアルな事例を通して審査手続の流れと実務ポイントをまるまる理解—



2016年1月に開催した大好評セミナー「行政不服審査法劇場」を、研修教材用に待望の映像化！  
 法曹資格を持つ現役自治体職員2名が、査請求発生～裁決に至る実務のポイントを徹底解説！  
 証拠等閲覧謄写請求や、口頭意見陳述など、実務上重要なポイントとなる手続きは、実演形式で視覚化！  
 弁明書や審理員意見書、裁決書などの様式例が満載の資料集とセットで、審査手続の流れをまるまる理解できます！

## 詳細・お申し込みはコチラ

<クレジットカードでもお支払いいただけます>



### 第一法規

### 検索

### CLICK!

キリトリ線

## 申込書(第一法規刊)

### 改正行政不服審査法—自治体の検討課題と対応のポイント【施行令対応版】—

●定価2,700円(本体2,500円) [コード055194]

\*弊社宛直接お申し込みいただく場合、一回のご注文でお届け先が一箇所、お買い上げ合計金額5,000円(税込)以上のご注文は、国内配送料サービスといたします。また、お買い上げ合計金額5,000円(税込)未満のご注文については、国内配送料450円(税込)にてお届けいたします。  
 \*消費税は申込日時の適応税率に依ります。

○上記のとおり申し込みます。代金については、次に示す方法にて支払います。

- \*現在、弊社とお取引のないお客様につきましては、代金引換にてお支払いをお願い申し上げます。
- (いずれかを✓で選択ください。) 代金引換により支払います。 現金到着後請求書により支払います。

\*代金引換手数料について  
 一回あたりのご購入金額(商品の税込価格+送料)の合計が

1万円以下の場合、300円+税	※送料・代引手数料を含む合計金額は、商品のお届け時に配達業者に現金でお支払いください。その際、クレジットカードはご利用いただけません。
3万円以下の場合、400円+税	
10万円以下の場合、600円+税	

平成 年 月 日

〒 \_\_\_\_\_ 丁目 \_\_\_\_\_ 番 \_\_\_\_\_ 号 \_\_\_\_\_ 様

ご住所

\_\_\_\_\_ 様

機関名

\_\_\_\_\_ 様

部署名

公用  私有

フリガナ \_\_\_\_\_ 様

TEL \_\_\_\_\_

ご氏名 \_\_\_\_\_ 様

E-mail \_\_\_\_\_ @ \_\_\_\_\_

お客様個人情報の取扱いについて  
 お客様よりお預かりしたお名前・住所等の個人情報は、商品や代金請求書の発送、アフターサービス、弊社商品・サービスのご案内をするために使用いたします。ご同意のうえお申し込みくださいますようお願いいたします。ご不明な場合、また個人情報の照会、訂正、削除を希望される場合は、フリーダイヤルにてご連絡ください。お客様よりお預かりした個人情報は、弊社ホームページに掲載の「プライバシーポリシー」に従い適切に管理いたします。 フリーダイヤル ☎TEL.0120-203-696 ☎FAX.0120-202-974

## 取扱い

この申込書は、ハガキに貼るか、このままFAXで下記宛お送りください。

■宛先  
 〒107-8560  
 東京都港区南青山2-11-17  
 第一法規株式会社  
 ☎FAX.0120-302-640

書店印